

○足利市遺児手当支給条例施行規則

昭和44年12月17日

規則第29号

改正 昭和52年3月30日規則第27号

平成11年3月31日規則第19号

平成16年3月24日規則第21号

平成17年3月25日規則第6号

平成17年4月1日規則第49号

平成19年5月15日規則第47号

平成24年5月14日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市遺児手当支給条例（昭和44年足利市条例第38号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(児童福祉施設等の指定)

第2条 条例第3条第2項第4号の規定による児童福祉施設等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設を除く。）
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第26条において準用される同法第19条若しくは第20条の規定（結核に限る。）により入院させられている施設
- (3) 監獄法（明治41年法律第28号）第2条の規定による少年監獄又は同法第12条の規定により収監されている監獄
- (4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第2条の規定による少年院
(平24規則25・一部改正)

(認定の請求)

第3条 条例第5条の規定による遺児手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、遺児手当認定請求書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出することによって行わなければならない。

- (1) 受給資格者及びその者が監護し、又は養育する条例第3条に定める要件に該当する児童（以下「対象児童」という。）の戸籍の謄本又は抄本
- (2) 対象児童が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学することによって請求する場合には、在学証明書
- (3) 対象児童が他の市町村内に住所を有するときはその住民票の写し
(手当額の改定の請求及び届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による手当の額の改定の請求は、遺児手当額改定請求書（別記様式第2号）に、新たな対象児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出することによって行わなければならない。

- (1) 戸籍の抄本
- (2) 前条第2号に該当する場合には、在学証明書
- (3) 対象児童が他の市町村内に住所を有するときは、その住民票の写し

第5条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、条例第7条第2項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、遺児手当額改定届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(在学証明書の提出)

第6条 受給者は、手当の支給が行われている児童が満15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校等に在学するときは、速やかに、在学証明書を市長に提出しなければならない。

(氏名変更の届出)

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、遺児手当氏名変更届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(住所変更の届出)

第8条 受給者が住所を変更したとき、又は栃木県内の他の市町村において手当(条例の手当に相当するものに限る。)の支給を受けていた者が転入(新たに足利市の区域内に住所を定めることをいう。)をしたときは、遺児手当住所変更届(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第9条 受給者は、条例第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、遺児手当資格喪失届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(受給者死亡の届出)

第10条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、遺児手当受給者死亡届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(未支払手当の請求)

第11条 条例第9条に規定する未支払手当を受けようとする者は、未支払遺児手当請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(課税状況の調査)

第12条 市長は、毎年6月1日から同月30日までの間に、受給者の課税の状況を調査しなければならない。

(認定の通知)

第13条 市長は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは、遺児手当認定通知書(別記様式第9号)を当該受給資格者に交付しなければならない。

(住所の変更による認定の通知)

第14条 市長は、条例第5条第3項の規定による認定をしたときは、住所変更による遺児手当認定通知書(別記様式第10号)を当該受給資格者に交付しなければならない。

(認定請求の却下通知)

第15条 市長は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、遺児手当認定請求却下通知書（別記様式第11号）を請求者に交付しなければならない。

（手当額の改定の通知等）

第16条 市長は、手当の額を改定したときは、遺児手当額改定通知書（別記様式第12号）を受給者に交付しなければならない。

2 市長は、手当の額の改定の請求があった場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、遺児手当額改定請求却下通知書（別記様式第13号）を受給者に交付しなければならない。

（手当支給停止の通知）

第17条 市長は、第12条の規定による課税の状況の調査により、受給者が条例第8条第1項の規定に該当したときは、遺児手当支給停止通知書（別記様式第14号）を受給者に交付しなければならない。

（手当支給停止解除の通知）

第18条 市長は、手当の支給を停止された者が条例第8条第1項の規定に該当しなくなったと認めるときは、遺児手当支給停止解除通知書（別記様式第15号）をその者に交付しなければならない。

（受給資格喪失の通知）

第19条 市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、遺児手当資格喪失通知書（別記様式第16号）をその者（その者が死亡した場合にあっては、戸籍法の規定による死亡の届出義務者とする。）に交付しなければならない。

（未支払手当の支払通知）

第20条 市長は、未支払遺児手当請求書を受理したときは、未支払遺児手当支払通知書（別記様式第17号）を請求者に交付しなければならない。

（口頭による請求）

第21条 市長は、手当に関する請求書又は届書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、当該請求者又は届出者の口頭による陳述を当該職員に聴取させ、必要措置をとることによって、当該請求書又は届書

の受理にかえることができる。

(細目)

第22条 この規則に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年 3月30日規則第27号)

この規則は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成11年 3月31日規則第19号)

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成16年 3月24日規則第21号)

- 1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に、改正前の足利市遺児手当支給条例施行規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市遺児手当支給条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

附 則 (平成17年 3月25日規則第 6号)

- 1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、それぞれ改正後の規則の規定により作成された帳票類として使用することができる。

附 則 (平成17年 4月 1日規則第49号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の足利市遺児手当支給条例施行規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市遺児手当支給条例施行規則の規定により作成された帳票類として使用することができる。

附 則 (平成19年 5月15日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月14日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

遺児手当認定請求書					
請求者	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所				
	市民税の状況	年度	非課税・課税		
対象児	氏名				
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	請求者との続柄				
	住所				
	里親との関係	有・無	有・無	有・無	
	児童福祉施設等の入所関係	入所している	入所していない	入所している	入所していない
	父の氏名				
	(生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	
	母の氏名				
	(生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	
児童	父が死亡したとき	死亡年月日	年 月 日	年 月 日	
		死亡原因			
	母が死亡したとき	死亡年月日	年 月 日	年 月 日	
		死亡原因			
備考					
<p>関係書類を添えて、遺児手当の認定を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>足利市長 あて</p>					
※ 受付年月日	年 月 日	※ 認定却下年月日	年 月 日		
※ 認定児童数	人	※ 受給者番号	第	号	

別記様式第2号(第4条関係)

遺児手当額改定請求書			
請求者	氏名		受給者番号 第 号
	住所		
対象児	氏名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	請求者との続柄		
	改定請求の理由		
	住所		
	里親との関係		
	児童福祉施設等の入所関係		
	父の氏名 (生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)
	母の氏名 (生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)
	児童	父が死亡したとき	死亡年月日
死亡の原因			
母が死亡したとき		死亡年月日	年 月 日
		死亡の原因	
備考			
<p>関係書類を添えて、遺児手当の額の改定について請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>足利市長 あて</p>			
※受付年月日	年 月 日	※認定却下年月日	年 月 日

別記様式第3号(第5条関係)

遺児手当額改定届			
氏名		受給者 番号	第 号
住所			
対象児童でなくなった 児童の氏名、生年月日	対象児童でなくなった理由	理由の発生した 年 月 日	
(年 月 日)		年 月 日	
(年 月 日)		年 月 日	
(年 月 日)		年 月 日	
<p>上記のとおり、遺児手当の額の改定について届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>足利市長 あて</p>			

別記様式第4号(第7条関係)

遺児手当氏名変更届			
新 氏 名			
旧 氏 名			
変 更 年 月 日	年 月 日	受給者番号	第 号
<p>上記のとおり、氏名を変更したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>足利市長 あて</p>			

別記様式第5号(第8条関係)

遺児手当住所変更届			
氏名		受給者番号	第号
新住所			
旧住所			
変更年月日	年 月 日		
<p>上記のとおり、住所を変更したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>足利市長 あて</p>			

別記様式第6号(第9条関係)

遺児手当資格喪失届			
氏名		受給者番号	第 号
住所			
受給資格がなくなった理由			
理由が発生した日	年 月 日		
<p>上記のとおり、遺児手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>足利市長 あて</p>			

別記様式第7号(第10条関係)

遺児手当受給者死亡届				
死 亡 者	氏名		受給者番号	第 号
	住所		死亡した日	年 月 日
届 出 者	氏名		死亡者との関係	
	住所			
<p>上記のとおり、遺児手当の受給者が死亡したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>足利市長 あて</p>				

別記様式第8号(第11条関係)

未支払遺児手当請求書				
死亡者	氏名		受給者番号	第 号
	住所		死亡した日	年 月 日
請求者	氏名		死亡者との関係	
	住所		請求額	円
指定受取人	氏名		請求者との関係	
	住所			
<p>未支払遺児手当につき、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名</p> <p>足利市長 あて</p>				

遺児手当認定通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長

印

年 月 日付で請求があった遺児手当については、次のとおり認定したので通知します。

1 支給額 月額 円

2 対象児童数 人

3 支給開始の月 年 月分から

4 支給日
第1期 月 日
第2期 月 日
第3期 月 日
第4期 月 日

5 支給場所

(注意)

次のようなときは、市役所に届け出てください。

- (1) 手当の支給対象となっている児童の数に増減があったとき。
- (2) 手当の支給対象となっている児童が児童福祉施設等に入所したとき又は里親に委託されたとき。
- (3) 手当を受ける資格がなくなったとき。
- (4) 手当を受けている人が死亡したとき。
- (5) 住所又は氏名を変更したとき。

住所変更による遺児手当認定通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長

印

住所変更後の遺児手当について、次のとおり認定したので通知します。

- 1 支給額 月額 円
- 2 対象児童数 人
- 3 支給開始の月 年 月分から
- 4 支給日
第1期 月 日
第2期 月 日
第3期 月 日
第4期 月 日
- 5 支給場所

(注意)

次のようなときは、市役所に届け出てください。

- (1) 手当の支給対象となっている児童の数に増減があったとき。
- (2) 手当の支給対象となっている児童が児童福祉施設等に入所したとき又は里親に委託されたとき。
- (3) 手当を受ける資格がなくなったとき。
- (4) 手当を受けている人が死亡したとき。
- (5) 住所又は氏名を変更したとき。

遺児手当認定請求却下通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長



年 月 日付けで請求のあった遺児手当については次の理由により支給できないので通知します。

理 由

この決定について不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、足利市長に対し異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市(代表者市長)を被告として提訴できます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提訴することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

遺児手当額改定通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長



次のとおり、遺児手当の額を改定したので通知します。

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 改定前の手当月額 | 円 |
| 2 | 改定後の手当月額 | 円 |
| 3 | 改定前の児童数 | 人 |
| 4 | 改定後の児童数 | 人 |
| 5 | 改定を行う月 | 年 月分から |
| 6 | 改定の理由 | |

この決定について不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、足利市長に対し異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市(代表者市長)を被告として提訴できます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提訴することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

遺児手当額改定請求却下通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長



年 月 日付で遺児手当額の改定請求がありました。次の理由により改定できないので通知します。

理 由

この決定について不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、足利市長に対し異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市(代表者市長)を被告として提訴できます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提訴することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

遺児手当支給停止通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長



次のとおり、遺児手当の支給を停止したので通知します。

1 停止の理由

2 停止期間 年 月分から 年 月分まで

この決定について不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、足利市長に対し異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市(代表者市長)を被告として提訴できます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提訴することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

遺児手当支給停止解除通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長

印

次のとおり、遺児手当の支給停止を解除したので通知します。

- 1 支給額 月額 円
- 2 対象児童数 人
- 3 支給再開の月 年 月分から
- 4 支給日
第1期 月 日
第2期 月 日
第3期 月 日
第4期 月 日
- 5 支給場所

遺児手当資格喪失通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長



次のとおり、遺児手当の受給資格がなくなったので通知します。

- 1 資格を喪失した日 年 月 日
- 2 資格を喪失した理由

この決定について不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、足利市長に対し異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市(代表者市長)を被告として提訴できます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提訴することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第17号(第20条関係)

未支払遺児手当支払通知書

足 第 号
年 月 日

様

足利市長 印

年 月 日付けで請求があった未支払遺児手当を、次のとおり支給することになったので通知します。

1 支給額 円

2 支給日 年 月 日

3 支給場所

4 指定受取人

- 別記様式第1号 (第3条関係)
- 別記様式第2号 (第4条関係)
- 別記様式第3号 (第5条関係)
- 別記様式第4号 (第7条関係)
- 別記様式第5号 (第8条関係)
- 別記様式第6号 (第9条関係)
- 別記様式第7号 (第10条関係)
- 別記様式第8号 (第11条関係)
- 別記様式第9号 (第13条関係)
- 別記様式第10号 (第14条関係)
- 別記様式第11号 (第15条関係)
- 別記様式第12号 (第16条関係)
- 別記様式第13号 (第16条関係)
- 別記様式第14号 (第17条関係)
- 別記様式第15号 (第18条関係)
- 別記様式第16号 (第19条関係)
- 別記様式第17号 (第20条関係)